

○東京都板橋区立公文書館条例

平成12年3月10日東京都板橋区条例第2号

改正

平成14年10月23日条例第35号

平成25年3月8日条例第1号

東京都板橋区立公文書館条例

(目的及び設置)

第1条 区民に広く開かれた区政運営を推進するため、区に関する公文書、刊行物その他の記録（以下「公文書等」という。）で歴史資料として重要なものを収集し、保存し、及びこれらを広く区民の利用に供することを目的として公文書館法（昭和62年法律第115号）に基づき、東京都板橋区立公文書館（以下「公文書館」という。）を東京都板橋区本町24番1号に設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。以下同じ。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの
- (2) 資料 公文書館で登録後に所蔵する公文書等
- (3) 移管 区で保存する公文書等を公文書館に移し管理すること。
- (4) 登録 公文書館で閲覧に供する公文書等を目録化すること。

(業務)

第3条 公文書館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 区民の文化財産として歴史的な価値を持つ公文書等又は過去の資料として行政運営上必要な公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 公文書館の利用に関すること。
- (3) 資料の管理に関すること。
- (4) 資料の調査研究に関すること。
- (5) 資料の普及及び啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた業務

(施設)

第4条 公文書館に、次の施設を設ける。

- (1) 閲覧コーナー
- (2) 桜井徳太郎文庫

(休業日及び利用時間)

第5条 公文書館の休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日及び月曜日。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 公文書館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(移管)

第6条 公文書で、非現用文書(保存年限を過ぎた公文書で現に利用に供しなくなったものをいう。以下同じ。)となったものは速やかに公文書館に移管するものとする。

2 刊行物その他の記録の移管については、非現用文書の移管に準じて行うものとする。

3 前2項の規定により移管する公文書等は、区長が定める基準により区長が指定するものとする。

(公文書等の選別、登録、保存及び廃棄)

第7条 区長は、前条の規定により移管された公文書等について、歴史資料として重要な価値をもつ公文書等を選別し、登録し、及び保存しなければならない。

2 区長は、前項の規定により登録する公文書等以外の公文書等を、裁断、焼却その他の適切な方法により廃棄しなければならない。

(資料の閲覧及び閲覧制限)

第8条 資料は、次に掲げるものを除き全て閲覧に供するものとする。

(1) 法令の規定により、公開することができない情報が記載されている部分

(2) プライバシー等を侵害するおそれのある情報が記載されている部分

(閲覧制限期間)

第9条 前条第2号の規定にかかわらず、プライバシー等を侵害するおそれのある情報が記載されている部分は、一定期間の経過により閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する期間は、板橋区規則(以下「規則」という。)で定める。

(登録される以前の公文書の閲覧)

第10条 移管された公文書で登録される以前の公文書の閲覧は、東京都板橋区情報公開条例(平成12年板橋区条例第1号)で規定する情報公開の制度に準じて行うものとする。

(資料の貸出)

第11条 第8条各号に規定する情報が記載されていない資料(第9条の規定により閲覧に供することとなった資料を含む。)は、学術振興等の目的のため利用する団体等に、これを貸し出すことができる。ただし、保存状態等の理由により、区長が貸し出すことを適当と認めない資料は、これを貸し出すことができない。

2 資料の貸出等に関する事項は、規則で定める。

(東京都板橋区立公文書館運営委員会)

第12条 区の特徴ある公文書館運営を推進するため、公文書館における公文書等の収集方針等を審議し、決定する機関として東京都板橋区立公文書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、運営等については、規則で定める。

(使用料)

第13条 公文書館の施設の使用料は、無料とする。

(入館の禁止等)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書館への入館を拒否し、若しくは退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、他人に危害を及ぼすおそれのあると認められるとき。
- (2) 公文書館の管理上必要があると認められるとき。
- (3) 前2号のほか、区長が特に入館を不相当と認めるとき。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年10月23日条例第35号)

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月8日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。